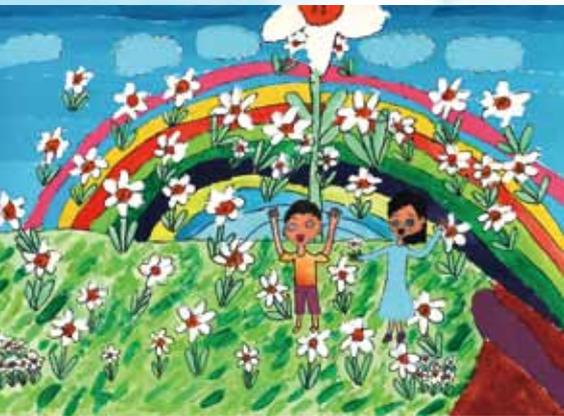




越前町子ども・子育て支援 事業計画

概要版
平成 27 年 3 月





1. 子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務を円滑に実施するための計画です。

「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づく次世代育成支援対策地域行動計画として、これまで取組みを進めてきた「第2次えちぜんっ子育て支援総合計画」を引き継ぐ計画です。

(2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 基本的な視点

計画を策定するうえで必要な視点を下記のように設定します。

『子どもをひとりの人として認める視点』

- 発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を実施するとともに、安全に安心して行動できる環境が必要です。

『子育てが生きがいとなる環境をつくる視点』

- 保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが必要です。

『仕事をしながら子育てができる環境をつくる視点』

- 仕事をしながら子育てに取り組む人を積極的に支援し、子育てと子育てを大切にできる地域社会を創りあげることが重要です。

『地域の子育て力を高める視点』

- 全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、社会の構成員が各々の役割を果たすことが必要です。
- 「地域のおじいちゃん、おばあちゃん」として知恵と力を発揮できる場も必要です。
- 越前町の資源を十分かつ効果的に活かした子どもや子育て家庭への支援を充実することが重要です。

(2) 基本理念

町民みんなで子ども・子育て支援に取り組み、企業、地域、行政が一体となって子どもと子育て家庭をやさしく見守り、支えます。そして、子育てに関わることで全ての町民自らも成長し、あたたかい気持ちであふれるまちになることを目指し、計画の理念を下記のように掲げます。

～ みんなで子どもとともに育つ

『あたたかいまち』～



(3) 基本目標

計画の理念を実現するため、8の基本目標を設定します。

基本目標 ① 全ての子どもを大切にした教育・保育の環境づくり

全ての子どもと子育て中の保護者が必要とする適切な教育・保育の提供体制を整備し、質の高い教育・保育を安定的に提供します。

- ① 教育・保育事業の提供
- ② 地域子ども・子育て支援事業の提供
- ③ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

基本目標 ② 地域における子育て支援

子どもがひとりの人として認められ、周りから温かく見守られ、愛されているという安心感をもてるよう、家庭だけでなく、学校や地域が一体となって子どもたちを育て、子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

- ① 子育て支援のネットワークづくり
- ② 子どもの健全育成
- ③ 地域における人材の養成
- ④ 地域や高齢者との交流の推進

基本目標 ③ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもとその親の心身の健やかな成長を支援していくために、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的な取組みを推進していきます。

- ① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ② 食育の推進
- ③ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ④ 子どもの健やかな健康を見守る地域づくり
- ⑤ 小児医療の充実

基本目標 ④ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

地域の特性を活かしながら、家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人一人が個性を伸ばし、豊かな人間性を育んでいけるような環境づくりを進めます。

- ① 次代の親の育成
- ② 家庭や地域の教育力の向上
- ③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



基本目標 ⑤ 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが安心してのびのびと成長し、子育て家庭がゆとりをもった日常生活を営めるよう、施設のバリアフリー化等により安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

- ① 良好な居住環境の確保
- ② 安全な道路交通環境の整備
- ③ 安心して外出することができる環境の整備

基本目標 ⑥ 職業生活と家庭生活との両立の推進等

男女がともに子育ての責任を担い、仕事と子育てを両立させながら働くことができるように、地域、企業、行政が連携して意識・啓発に努めます。

- ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ③ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

基本目標 ⑦ 子ども等の安全の確保

次代を担う子どもの生命を守るために、地域の人々と行政、関係機関が一体となって、子どもが安全・安心してのびのびと遊ぶことができる環境づくりに努めます。

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標 ⑧ 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

深刻な社会問題となっている児童虐待については、関係機関や団体等の連携を図り、未然の防止やケア体制の確立を図ります。

また、ひとり親家庭が増加していることから、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

支援が必要な児童や家庭へのきめ細かな対応を地域全体でできる体制の確保と障がい児施策の充実に努めます。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 特別に支援を必要とする子どもに対する施策の充実



(4) 教育・保育提供区域について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」等を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

	事業名	提供区域	内容
教育・保育	1号認定	町全域	対象児童は「満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）」で、幼稚園、認定こども園が利用できます。
	2号認定	町全域	対象児童は「満3歳以上の小学校就学前の子どもで『保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）』に該当し、保育所等での保育を希望する場合」で、保育所、認定こども園が利用できます。
	3号認定	町全域	対象児童は「満3歳未満の子どもで『保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）』に該当し、保育所等での保育を希望する場合」で、保育所、認定こども園、地域型保育事業が利用できます。
地域子ども・子育て支援事業	①時間外保育事業	町全域	保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育の延長が必要な場合において、認定こども園、保育所等で実施する事業です。
	②放課後児童健全育成事業	コミュニティ区*	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
	③子育て短期支援事業	町全域	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で預る事業です。 ・ショートステイ：宿泊を伴う預かりで、連続7日まで ・トワイライトステイ：概ね6か月の間、午後5時から午後9時まで
	④地域子育て支援拠点事業	コミュニティ区*	身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができる場を開設し、遊び場の提供、育児情報の提供、育児相談、育児に役立つセミナー・各種講座の開催、子育てサークルの支援等に取組んでいます。
	⑤一時預かり事業	町全域	保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等のため必要なときに、お子さんを一時的に預かる事業です。幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と一時預かりがあります。
	⑥病児保育事業	町全域	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際や病気の回復期に、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所において病児・病後児保育事業を実施しています。
	⑦子育て援助活動支援事業	町全域	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との育児相互援助活動を支援するものです。福井県では「すみずみ子育てサポート事業」で対応しています。
	⑧利用者支援事業	町全域	子どもや保護者が的確な情報を得られるよう、地域における多様な子育て支援事業の情報を一元的に把握し、提供を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。
	⑨妊婦健康診査事業	町全域	妊婦の健康管理の充実および経済的負担を軽くし安心して妊娠・出産ができるように、14回の妊婦一般健診について助成を行っています。
	⑩乳児家庭全戸訪問事業	町全域	乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行います。
	⑪養育支援訪問事業	町全域	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、育児・家事の援助又は訪問による指導助言等により、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

*コミュニティ区とは、町を朝日地区、宮崎地区、越前地区、織田地区の4地区に分けたものです。



3. 教育・保育、子育て支援の量の見込み等

(1) 教育・保育の量の見込み等

「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況とニーズ調査で把握した保護者の「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

教育・保育の「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

■ 1号認定

	実施時期（単位：人）				
	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
①量の見込み (幼児教育の利用希望が強い2号認定含む)	38 (18)	39 (18)	38 (18)	37 (17)	36 (17)
②確保の内容 認定こども園・幼稚園(教育・保育施設)	38	39	38	37	36
②-①	0	0	0	0	0

■ 2号認定

	実施時期（単位：人）				
	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	500	504	498	495	476
②確保の内容(保育所)	540	540	540	540	540
②-①	40	36	42	45	64

■ 3号認定

	実施時期（単位：人）						
	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度		
0 歳	①量の見込み(必要利用定員総数)	78	75	75	71	70	
	②確保の内容	認定こども園・保育所 (教育・保育施設)	80	80	80	80	80
		地域型保育事業※	0	0	0	0	0
	②-①	2	5	5	9	10	
1・2 歳	①量の見込み(必要利用定員総数)	312	308	302	294	284	
	②確保の内容	認定こども園・保育所 (教育・保育施設)	315	315	315	315	315
		地域型保育事業※	0	2	2	2	2
	②-①	3	9	15	23	33	

※新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等（一部抜粋）

①時間外保育事業（延長保育事業）

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み（実人数）	35 人	35 人	34 人	34 人	33 人
確保の内容	35 人	35 人	34 人	34 人	33 人

②放課後児童健全育成事業

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
①量の見込み	177 人	178 人	185 人	184 人	182 人
②確保の内容	320 人	356 人	356 人	356 人	356 人
②-①	143 人	178 人	171 人	172 人	174 人

③子育て短期支援事業

年間延べ人数

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
確保の内容	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人

④地域子育て支援拠点事業

年間延べ人数

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み	15,348 人	15,060 人	14,820 人	14,304 人	13,956 人
確保の内容	5 箇所				

⑤一時預かり事業

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

年間延べ人数

		H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み	1号認定	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	2号認定	4,102 人	4,130 人	4,081 人	4,060 人	3,905 人
確保の内容（在園児対象型）		4,102 人	4,130 人	4,081 人	4,060 人	3,905 人

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

年間延べ人数

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み	531 人	528 人	520 人	510 人	494 人
確保の内容（在園児対象型を除く）	531 人	528 人	520 人	510 人	494 人

⑥病児保育事業

年間延べ人数

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み	211 人	210 人	206 人	203 人	197 人
確保の内容	211 人	210 人	206 人	203 人	197 人

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

年間延べ人数

		H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み		572 人	572 人	572 人	624 人	624 人
確保の内容	すみずみ子育てサポート事業	416 人				
	高学年の預かり	156 人	156 人	156 人	208 人	208 人

⑧利用者支援事業

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み（実施箇所）	1 箇所				
確保の内容	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所



⑨妊婦健康診査

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み (年間の延べ健診回数)	2,492 回	2,478 回	2,478 回	2,478 回	2,338 回
確保の内容	2,492 回	2,478 回	2,478 回	2,478 回	2,338 回

⑩乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み (年間の訪問人数)	169 人	164 人	162 人	154 人	153 人
確保の内容	169 人	164 人	162 人	154 人	153 人

⑪養育支援訪問事業

	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度
量の見込み (年間の訪問人数)	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
確保の内容	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

4. 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

○ 庁内の関係部局の連携及び協働

子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、関連する担当課との連携を強化していきます。

○ 市町相互間の連携及び協働並びに町と県との連携及び協働

町は、県と教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指揮監督に当たって、必要な情報を共有し、相互に密接に連携を図ります。

町は、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、当該地域型保育事業を行う者が所在する市町と連携を図り、迅速に同意が行われるように努めます。

○ 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働

町は、教育・保育施設、地域型保育事業者、その他の子ども・子育て支援を行う者と相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組みを進めます。

○ 国と町との連携及び協働

国及び町は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進します。

(2) 計画の進行管理

各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策実施状況等について点検、評価を行い、改善につなげることで、「PDCAサイクル」(Plan (計画)「Do (実施・実行)」「Check (検証・評価)」「Action (改善)」)の実効性を高めていきます。

「越前町子ども・子育て会議」では毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策等の実施状況や費用の使途実績等について点検、評価を行うとともに、施策や事業に関する問題提起や改善提案を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

評価結果については、広報やホームページを活用して広く公表し、地域住民の意見を把握するなど、次年度以降の取組み方針に適切に反映していきます。



●お問い合わせ先

越前町役場

丹生郡越前町西田中13-5-1

TEL: (0778) 34-1234 (代表)

FAX: (0778) 34-1235